

調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業 仕様書

1 事業の名称

調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業（水上太陽光導入事業）

2 目的

本市では、令和3年度に策定した「下妻市再生可能エネルギー導入計画」において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための脱炭素シナリオを設定しており、本事業は、脱炭素社会構築に向けた施策の一つとして、調整池を活用した再生可能エネルギー導入するものである。

自己託送方式やPPA方式その他の方式により調整池への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。これにより、再生可能エネルギーの地産地消の推進と、市域の温室効果ガス排出量を削減に資することを目的とする。

3 事業期間

対象調整池に係る貸付期間の開始日から当該年度末日までに太陽光発電設備を導入すること。運転開始日は市と協議の上、決定するものとする。運転期間は運転開始日から最長で20年間とする。なお、国の補助事業を活用した場合は、当該補助事業の規定に従い導入時期及び運転開始時期を設定するものとする。

4 事業内容

- (1) 事業者は対象調整池を公有財産の貸付を受け、太陽光発電設備を導入する。対象調整池は「別紙1」のとおりとする。また導入にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務及びその関連業務を行う。なお、雨水調整池の貯留量確保を前提に設備を導入し、設備設置により雨水貯留・排水機能等の施設の機能に影響を及ぼした場合には、事業者の負担で修復等の対応を行う。
- (2) 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を電力会社が保有する送配電網を経由して市内の事業所等に供給する。設備に異常もしくは故障があり施設に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。
- (3) 事業者は、当該設備により発電した電力の供給実績について市に報告するとともに、供給に伴う市域の温室効果ガス排出量削減効果の算定を行う。
- (4) 事業者は、事業期間終了後、設備を撤去し、原則現状復帰する。また、撤去により雨水貯留・排水機能等の施設の機能に影響を及ぼした場合には、事業者の負担で修復等の対応を行う。
- (5) 事業者は、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づく市との協議や地域住民への説明会等の手続きを行う。
- (6) 事業者は、国補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。

- (7) 事業者は、原則、使用許可範囲等における雨水調整池の維持管理を実施すること。特に、使用許可範囲等における雨水流出等による堆積土砂や流下物、雑草繁茂等への対応は事業者が行うこと。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。
- (8) 施設管理者が行う維持管理行為（擁壁の補修等）に支障のない範囲に設置すること。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。
- (9) 事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」について「別紙2」のとおりとする。

5 その他

- (1) 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守するものとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行うこと。
- (2) 本事業における賃借料は「別紙3」以上の額とする。
- (3) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令 39 条及び JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」もしくは「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。確認結果を市に報告すること。
- (4) 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- (5) 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- (6) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (7) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じないようにすること。
- (8) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は提案者において十分に行うこと。
- (9) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設および施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (10) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方を講ずること。市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負う。なお、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (11) 市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。
- (12) 提案者は、業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (13) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 水上太陽光導入事業 対象調整池

名称	所在地	面積
つくば下妻第二工業団地調整池	下妻市半谷 1100 番地 16	9,900 m ²
しもつま鯨工業団地調整池	下妻市鯨 2700 番地 6	30,779 m ²

別紙2 水上太陽光導入事業 リスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備及び付帯設備に起因する騒音・振動・光害等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
設計段階	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
関連支払	支払い遅延・不能	賃借料の支払いの遅延・不能によるもの		○	
		市中金利の変動		○	
	金利	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○		
維持管理関連	計画変更	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	維持管理費の上昇	天候不良による発電量の減少		○	
	天候不良	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○	
	市施設損傷		設備に起因する市施設への障害		○
			市施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
要求仕様不適合（施工不良を含む）				○	

別紙3 水上太陽光導入事業 賃借料

本事業における調整池の賃借料は太陽光発電設備等の面積 1 m²あたり年額 80 円以上とする。

なお、面積の算定は、太陽光パネルやパワーコンディショナ、ケーブル等の太陽光発電設備の水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、太陽光パネルの間隔を空けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとする。